

医療費を全額支払った方へ

療養費払いの請求の流れ

緊急時や、資格確認書等発行前その他やむを得ない理由で、資格確認書等を持たずに医療機関等を利用し、医療費の全額(10割)を支払った場合は、その支払った医療費の全額あるいは一部を次のように請求することができます。

<療養費請求>

- (1) 保険診療分(自己負担分を除く)の払い戻しを請求します。

ご加入の健康保険(受診時の)に請求します。手続き方法については、各健康保険でご確認してください。

その際には、領収書が必要ですが、下記③の自己負担分の請求にも領収書の写しが必要となるため、健康保険に申請をする前に必ず写しをとってください。

- (2) 健康保険から保険診療分が支給されます。

健康保険から保険診療分(乳幼児は支払額の約8割、義務教育就学児は約7割です。金額は変わる可能性があります。)が支払われます。支払時期は医療の内容や各健康保険の処理により異なります。支払われる際に支払金額のお知らせとして「支給額決定通知書」等の通知が届きます。

注意 健康保険で保険診療と認められなかったもの(検診、文書料、差額ベッド代等)については、子ども医療費助成の対象となりません。

<自己負担分請求>

- (3) 自己負担分(子ども医療費助成対象分)の払い戻しを請求します。

子育て支援課で助成分の請求をしてください。

請求に必要なもの

- ①「医療費助成支給申請書」(区ホームページからダウンロードも出来ます)
- ②健康保険から送られてきた「支給額決定通知書(原本)」
- ③領収書の写し
- ④医療証
- ⑤医療証の保護者名義の銀行口座のわかるもの

〔郵送での申請も可能です〕

上記①(押印したもの)、②の原本、③、④～⑤のコピーを下記申請先までご郵送ください。

- (4) 子育て支援課から子ども医療費助成分が支給されます。

ご請求からお振込みまで2ヵ月程度かかります。

問合せ・申請先 〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所6階④番窓口 子育て支援課 給付担当
03-5246-1232(直通)